目指すべき市場経済システムに関する専門調査会運営規則(案)

平成 25 年 4 月 23 日 目指すべき市場経済システムに 関 す る 専 門 調 査 会

(調査会の運営)

第1条 目指すべき市場経済システムに関する専門調査会(以下「調査会」という。)の議事の手続その他調査会の運営に関しては、法令及び経済財政諮問会議運営規則に定めるもののほか、この運営規則の規定するところによる。

(会長)

- 第2条 会長は、調査会の事務を掌理する。
- 2 会長が調査会に出席できない場合は、あらかじめ会長の指名する専門委員 が、その職務を代理する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、調査会に属する議員及び専門委員(以下「調査会委員」という。)の中から顧問を指名することができる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、内閣府設置法第22条第1項第7号に掲げる議員の出席を求めることができる。

(委員の欠席)

- 第3条 調査会委員が調査会を欠席する場合は、代理人を調査会に出席させ、 又は他の調査会委員に議決権の行使を委任することはできない。
- 2 調査会を欠席する調査会委員は、会長を通じて、調査会に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(議事)

- 第4条 調査会は、調査会委員の過半数が出席しなければ、これを開くことが できない。
- 2 議事は、出席した調査会委員の過半数をもって決し、可否同数の場合には、 会長の決するところによる。
- 3 会長は、調査会の議題等により必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、調査会委員の過半数が出席しない場合であっても、調査会を開くことができる。

(審議内容等の公表等)

- 第5条 会長は、調査会における審議の内容等を、調査会終了後、遅滞なく、 議事要旨の公表その他の適当な方法により公表する。
- 2 前項の規定に関わらず、議事要旨等の公表が、我が国の利益に重大な支障を及ぼすおそれがある場合は、会長が調査会の決定を経てその全部又は一部を非公表とすることができる。

(雑則)

第6条 この運営規則に定めるもののほか、調査会に関し必要な事項は、会長が定める。